

損保ジャパンの個人用自動車総合保険

ONE Step

ご存知ですか？

西東京医師協同組合の集団扱いで損保ジャパンの自動車保険にご加入いただくと、保険料が**5%**お安くなります。(分割払でも分割割増がかかりません。)
ぜひ損保ジャパンの自動車保険をご利用ください！
まずは保険証券をご提出ください。最適なご提案をさせていただきます。

※団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

 **株式会社 損害保険ジャパン**
ホームページは <http://www.sampo-japan.co.jp>

お問合せ先
(代理店) 全国医師協同組合連合会 西東京支部
住所 東京都立川市柴崎町3-16-11
TEL. 042(524)6411
(引受保険会社)
株式会社損害保険ジャパン 西東京支店立川総合支社
住所 東京都立川市曙町2-41-19
TEL. 042(526)8138

SJ09-07142 (2010.1.15)

ヘーベルハウスで資産活用。AsahiKASEI 旭化成の住まい 未来へ引き継ぐ。上手に引き継ぐ。

旭化成だからできる信頼の資産コンサルティングがあります。

旭化成ホームズでは、ヘーベルハウスやヘーベルメゾンといった住まいのご提供を通し購入者の皆様に資産のコンサルティングサービスを実施してきました。
そして今、蓄積したノウハウを活かし、幅広く資産の相談にお応えできるよう、より多くの方々に資産のコンサルティングサービスを展開しています。お気軽にご相談ください。



「ロングライフ住宅」のヘーベルハウスです。

クリニック

医院併用住宅

賃貸(併用)住宅

店舗・オフィス

ご自宅・二世帯住宅

土地資産コンサルティング

相続税対策

不動産売買

リフォーム

ドクター様のさまざまなご相談を承ります。

ロングライフ住宅、**ヘーベルハウス 旭化成ホームズ株式会社 東京西支店 ☎0120-611-174** 担当: 真柄・横溝
〒190-0012 東京都立川市曙町2-36-2 フェーレ立川センタースクエアビル8F [定休日] 火曜・水曜 ヘーベルハウス

西東京医師協同組合 東京都立川市柴崎町3-16-11 (〒190-0023) Tel (042) 524-6411
発行者/関 孝和 印刷所/南小野印刷
年間購読料/¥2,400



2012年1月-No. 492

nic

西東京医師協同組合
NISHI-TOKYO ISHI CO-OP



今月の特集

・医療機関経営ワンポイントアドバイス
-24年度税制改正大綱の医療機関に与える影響-

医療機関経営
ワンポイント
アドバイス

～平成24年度税制改正の行方～
Vol. 31
MCS税理士法人
代表税理士 丸山 定夫

平成24年度税制改正大綱の医療機関に与える影響

1. 平成24年度税制改正の基本的な考え方

平成24年度税制改正に向けては、特に喫緊の対応を要する事項を中心に改正を行うことされ、さらに社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)においては23年度税制改正で積み残され24年度税制改正大綱にも盛り込めなかった項目が掲げられ、どちらもこれから通常国会に提出されます。これらの中から医療機関に影響が予測される主な項目について紹介いたします。

2. 平成24年度税制改正大綱について

- ① 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置・軽減税率の存続
国民皆保険の中で、地域医療を確保するために必要な措置について個人の社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置は引き続き検討すること、また、医療法人に対する軽減税率についても、平成25年度税制改正において検討することとされ、どちらも24年度は存続、25年度以降影響が考えられます。
- ② 社会保険診療報酬の所得計算の特例
会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点も踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討することとされ24年度は存続こちらも25年度以降影響が考えられます。個人の医療機関で、社会保険診療報酬が5000万円以下のところでこの特例を適用されていたところは25年度以降、要注意事項となります。
- ③ 所得税改正、給与所得控除額の上限設定(所得税平成25年分以後、住民税平成26年分以後からの適用) 給与収入が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けることとされました。改正前は1500万円を超えても超えた部分の5%は控除額が増えたのですが、これが無

くなりますので実質増税となります。

- ④ 所得税改正 勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について2分の1課税廃止(平成25年1月1日以後の支給分より適用) 退職所得については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする累進緩和措置(以下「2分の1課税」といいます)が採られています。勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について、この2分の1課税を廃止します。対象が国会議員・公務員のほかに法人の役員とされていますので医療法人ほか一般法人も対象となります。医療法人理事の退職金を考えた場合、この1分の1課税は大きなメリットです。多くの場合勤続年数5年以内での退職は考えにくいですが、他の理事や理事長の2回目の退職金のケースなど注意が必要となります。
- ⑤ 所得税・法人税改正 消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加えることとします。
- ⑥ 事業所税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税改正(改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る事業所税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加します。
- ⑦ 贈与税に関する改正 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。
イ) 非課税限度額(現行1,000万円)を次のとおり

とします。

- (イ) 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
 - (a) 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円
 - (b) 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,200万円
 - (c) 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円
- なお、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等をした者(当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます。以下口までにおいて「東日本大震災の被災者」といいます。)については、非課税限度額を1,500万円とします。
- (ロ) 上記(イ)以外の住宅用家屋の場合
 - (a) 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円
 - (b) 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 700万円
 - (c) 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 500万円
- なお、東日本大震災の被災者については、非課税限度額を1,000万円とします。
- 口) 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下とします。
- ハ) 適用期限を平成26年12月31日までとします。
(注)上記の改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。
- ⑧ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長します

3. 社会保障・税一体改革素案中の主な改正内容について

- ① 消費税の改正
平成26年4月1日以後8%、平成27年10月1日以後10%へと、段階的に地方分を合わせた税率の引き上げを行うこととされました。病医院の場合消費税の損税問題を切り離して考えることはできませんので、同行に注意が必要です。
- ② 所得税の税率
課税所得5,000万円超について税率45%を新設し平成27年分から適用することとされました。住民税の10%を加えると55%となり、税負担が多くなりますので、医療法人やMS法人の活用がより重要となると考えられます。
- ③ 相続税
基礎控除が5,000万円から3,000万円に、法定相続人1,000万円/人から600万円/人に、死亡保険金の非課税限度額500万円/人が未成年者・障害者・被相続人と生計を一にしていたものに限る(未成年者控除、障害者控除は6万円から10万円に引き上げ)とされ、さらに税率構造の見直しも示されています。
現在の相続税法の下でシミュレーションや対策を充分に行っている方々も見直しが必要となるでしょう。
平成23年12月10日に公表されました「平成24年度税制改正大綱」を基にポイントを解説いたしました。今後国会にて法案が可決され施行されるまではあくまで「案」であり来年国会で成立するまでは確定ではありません。いずれにしても今後の動向に注意が必要です。

MCS税理士法人

代表税理士 丸山 定夫

所在地 東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階 電話 03-5786-0340
立川支店 東京都立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階 電話 042-595-7671

1988年10月 MCS税理士事務所 創設
1990年4月 MCSキュービック(株) 設立
2008年12月 MCS税理士法人 設立
2009年6月 MCS税理士法人立川事務所開設
現在に至る

現在 日本医業経営コンサルタント協会 東京都支部 福祉部長
TKC医業・会計システム研究会 副代表幹事

本件に関するお問い合わせは西東京医師協同組合までお気軽にご連絡ください。
西東京医師協同組合 電話 042-524-6411 FAX 042-524-6599

企画編集 株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー 首都圏本部 担当 渡邊・中川・佐久間
連絡先 東京支店 東京都港区新橋5-12-1露月町ビル4階 Phone03-3432-1820 Fax03-3432-1821